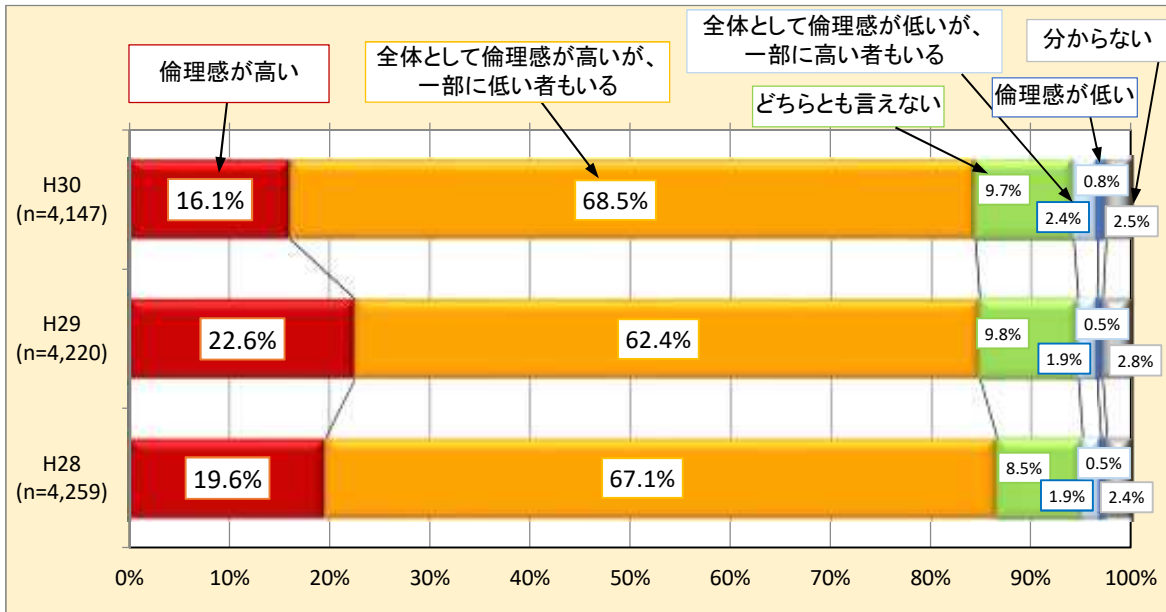


平成30年度職員アンケート調査結果

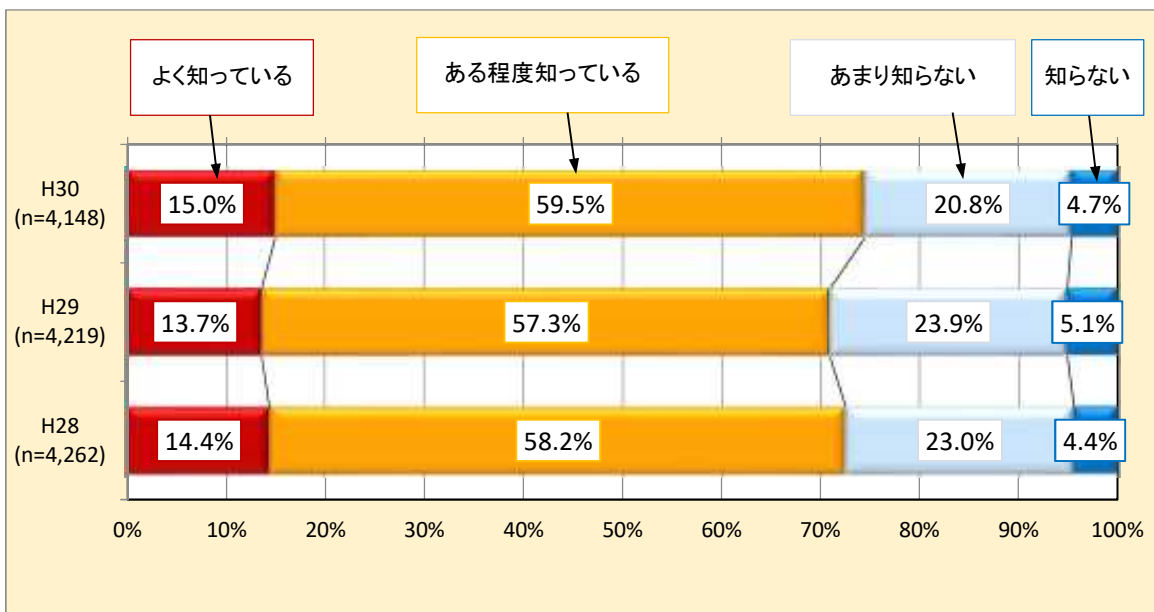
調査対象：一般職の国家公務員 5,000人
 調査時期：平成30年6月～7月
 回答状況：回答者数 4,149人(平成29年度 4,222人)
 回答率 83.0%(同 84.4%)
 調査手法：郵送調査

n:有効回答者数(以下同じ)

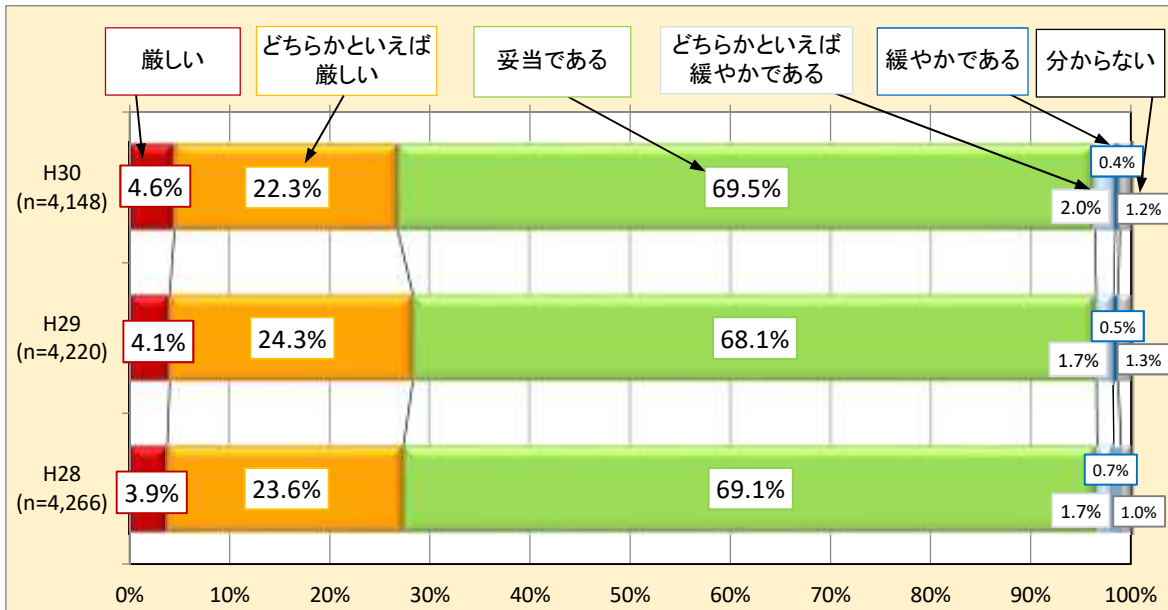
(1) 一般職の国家公務員の倫理感について、現在、どのような印象をお持ちですか。



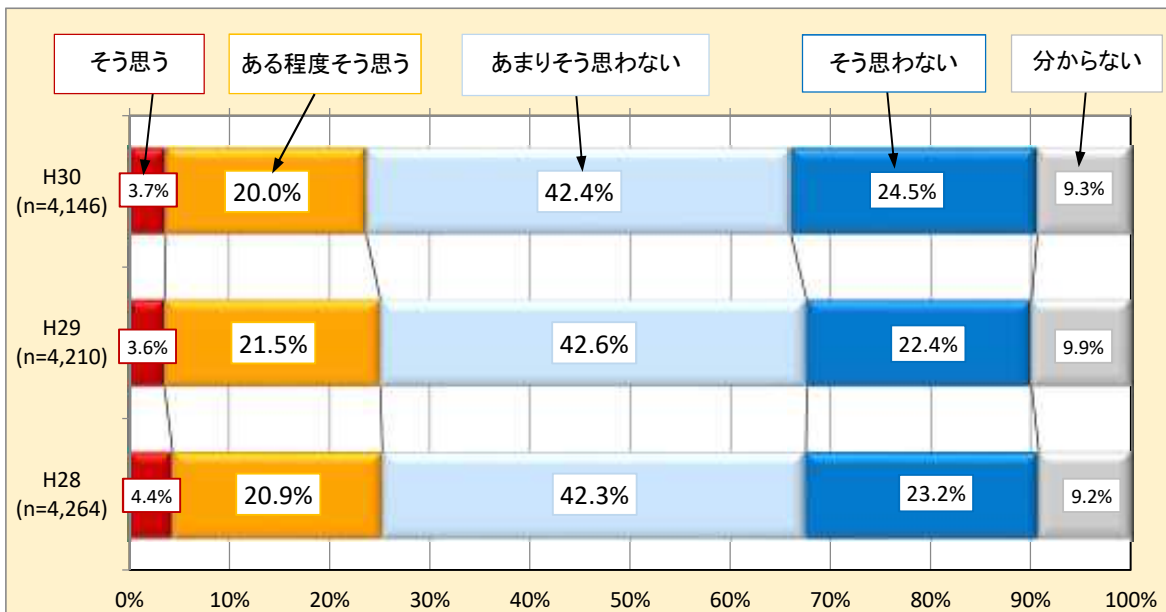
(2) 倫理法制定の契機となった平成7年から平成10年頃の過剰接待等に関わる深刻な公務員不祥事についてどの程度御存知ですか。



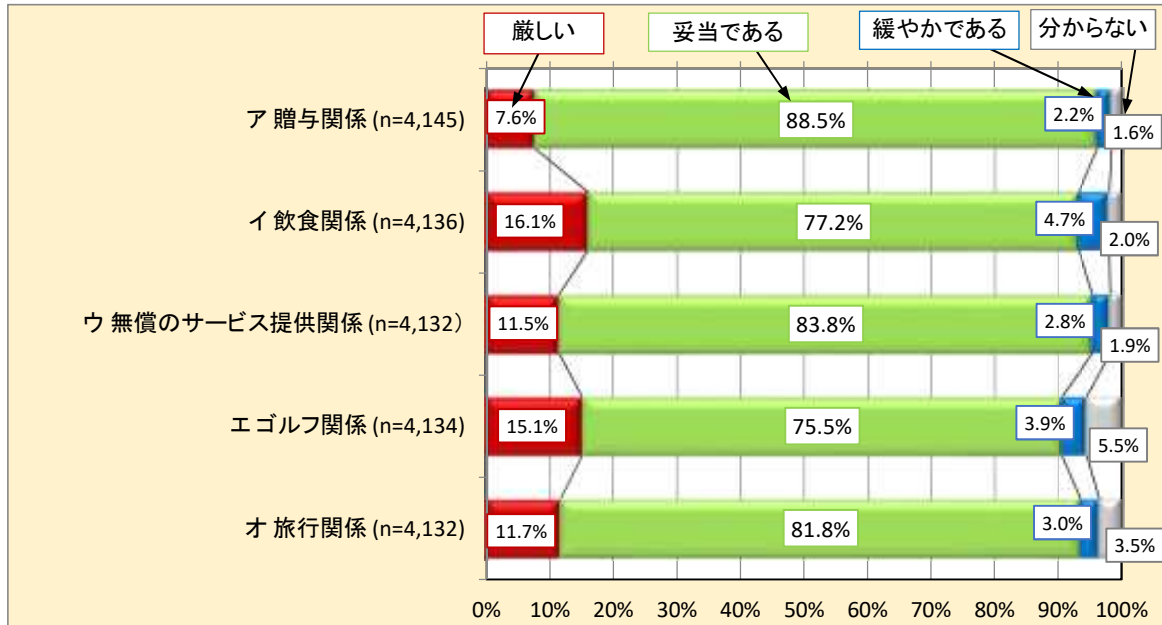
(3) 倫理規程で定められている行為規制の内容全般についてどのように思いますか。



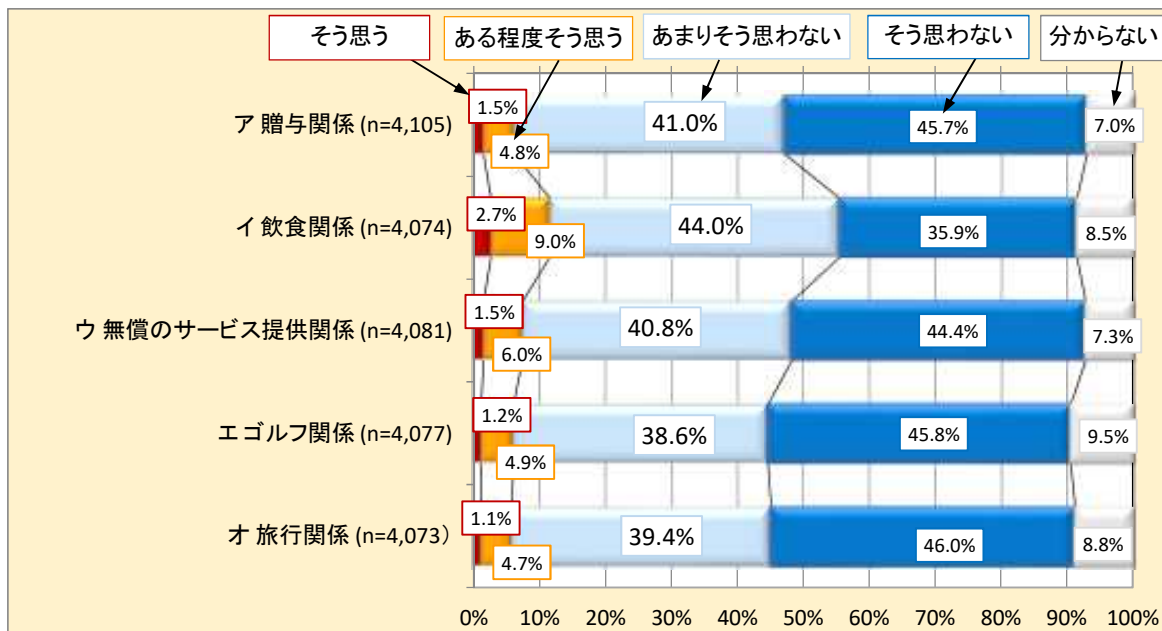
(4) 現在、倫理法・倫理規程があるため、職務に必要な行政と民間企業等との間の情報収集、意見交換等に支障が生じていると思いますか。



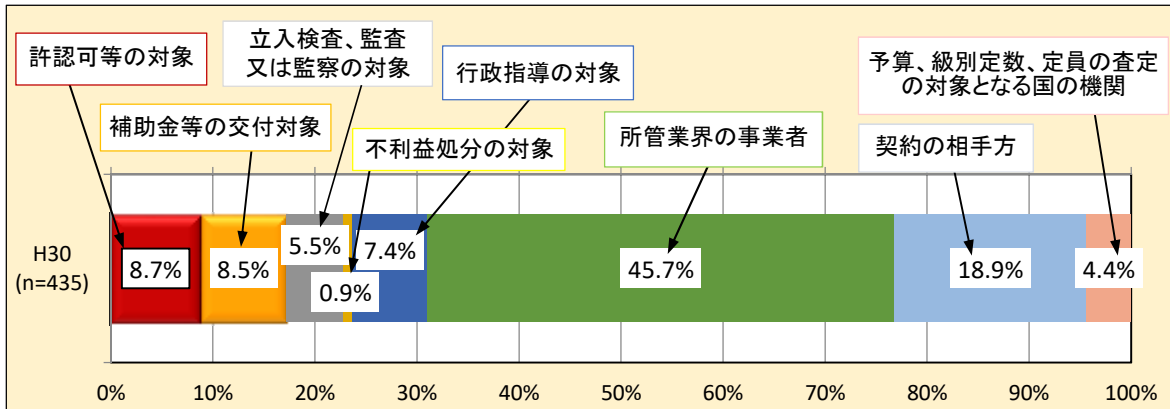
(5) 倫理規程で定められている行為規制の各論についてお聞きします。以下のア～オの行為規制について、どのように思いますか。



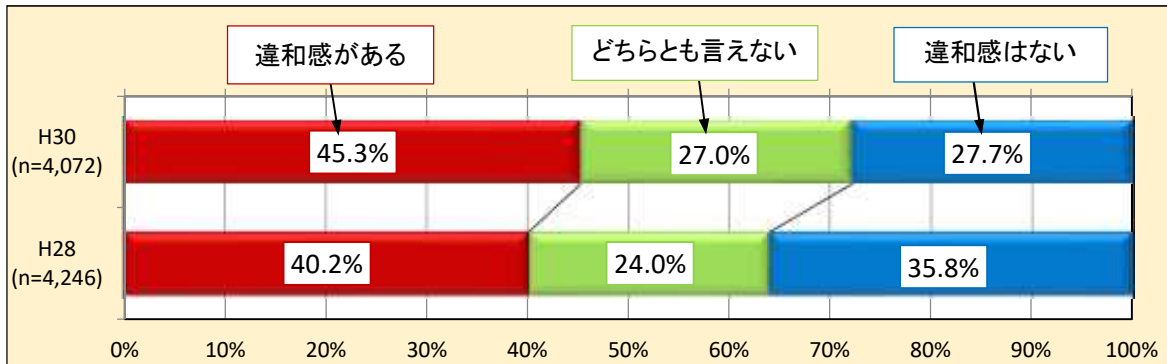
(6) 以下のア～オの行為規制があるため、職務に必要な行政と民間企業等との間の情報収集、意見交換等に支障が生じていると思いますか。



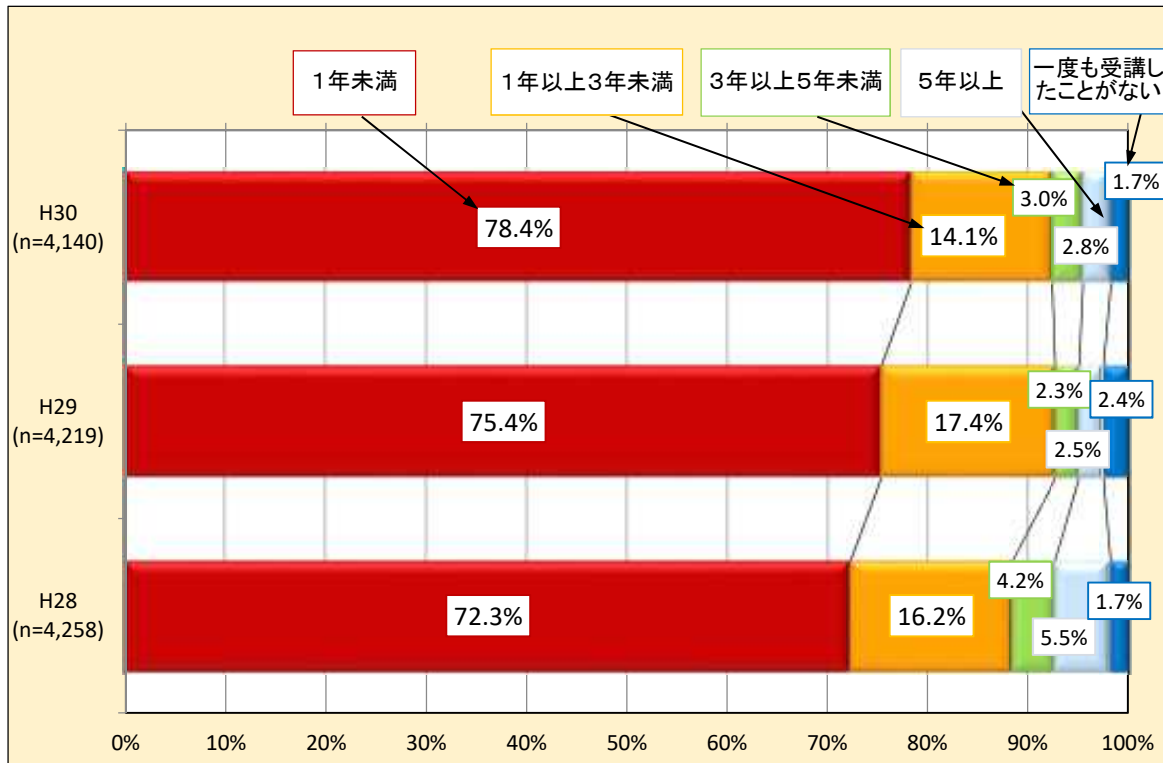
○【「飲食関係」について、「そう思う」又は「ある程度そう思う」と回答した者について】
支障が生じていると感じている情報収集や意見交換の相手となる事業者との利害関係について、
当てはまるものを1つお選びください。



(7) スポーツの中でゴルフのみが倫理規程の禁止行為として列挙されていることに、どのように感じますか。

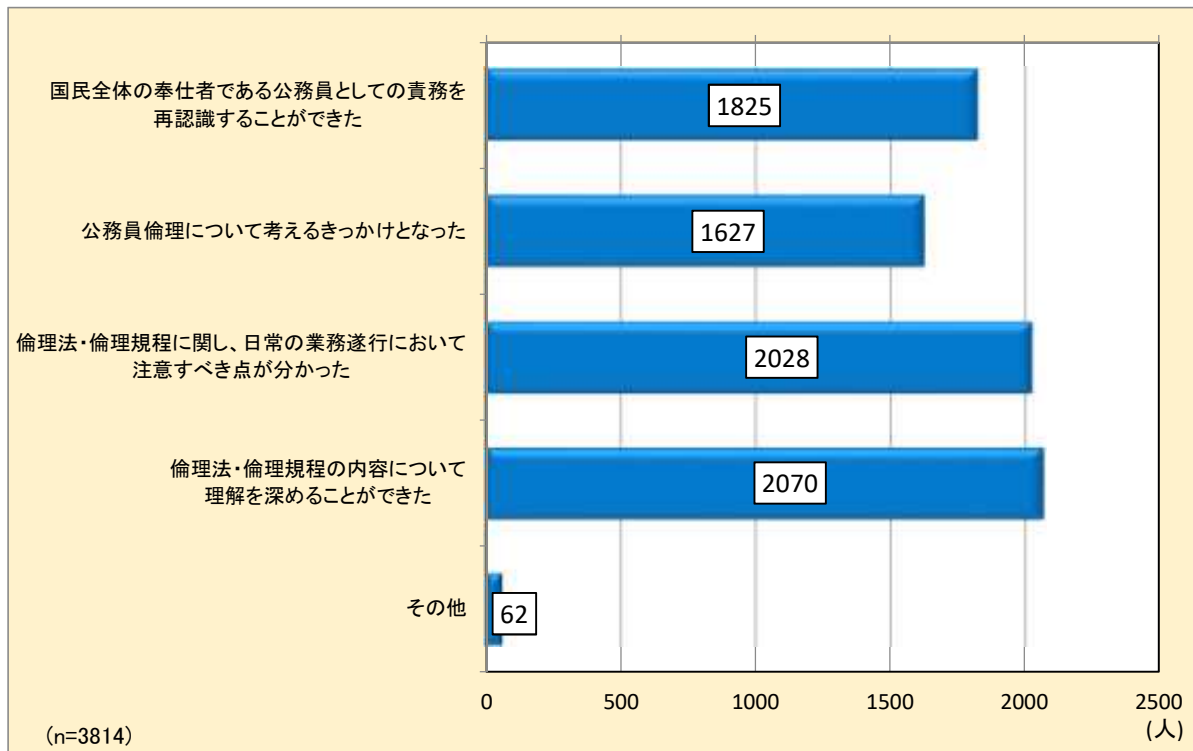


(8) 公務員倫理に関する研修等に最後に参加してからどのくらいの期間が経過していますか。



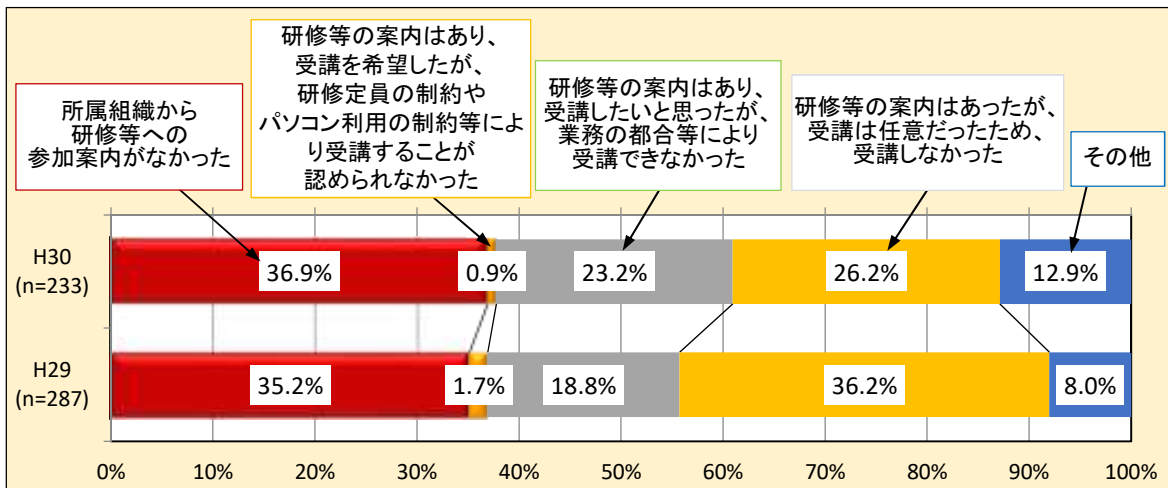
○【「1年未満」又は「1年以上3年未満」と回答した者について】

公務員倫理に関する研修等を受講したことによる効果について、当てはまるものを全てお選びください。

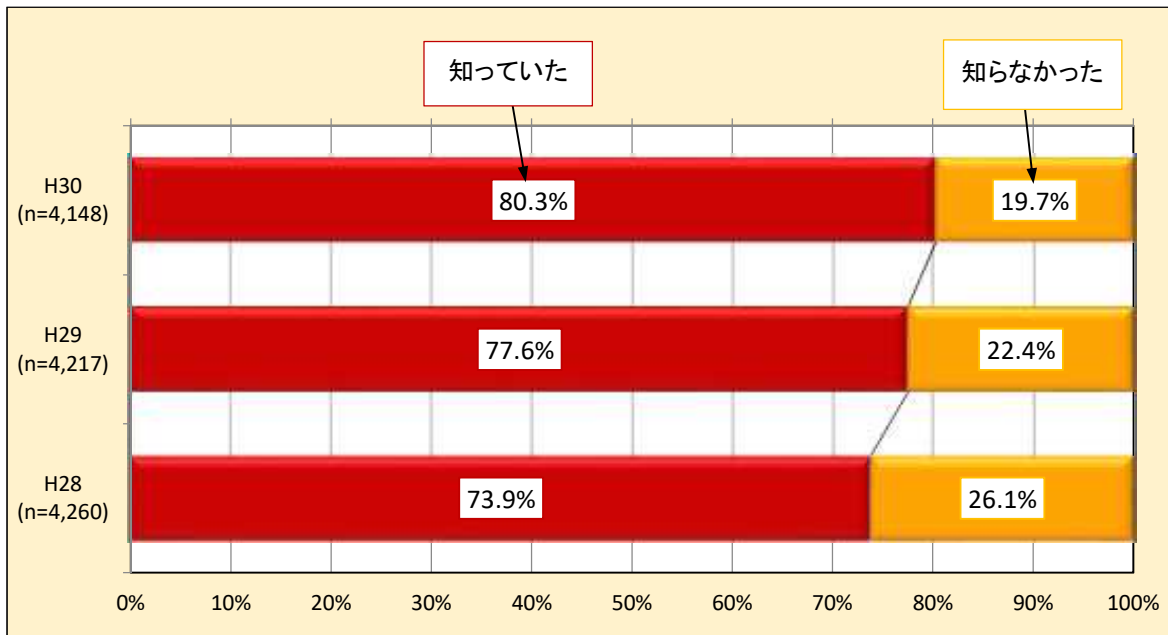


○【「3年以上5年未満」、「5年以上」又は「一度も受講したことがない」と回答した者について】

公務員倫理に関する研修等を長期間受講していない又は一度も受講したことがない理由について、当てはまるものを1つお選びください。

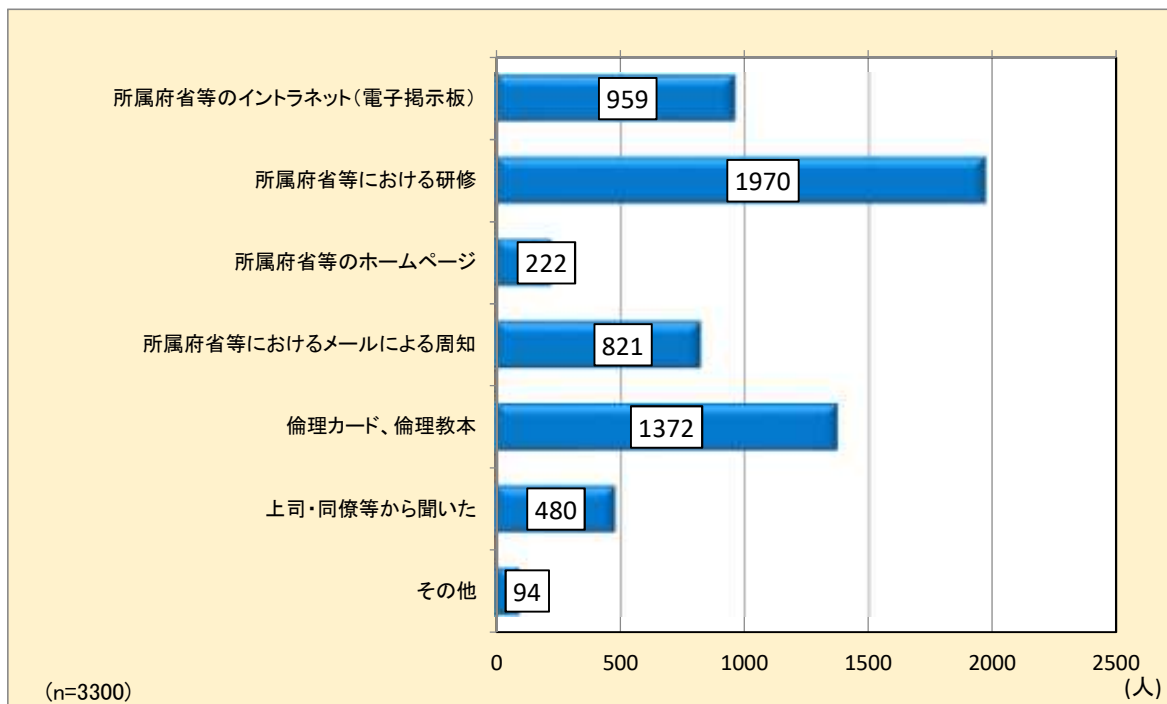


(9) 倫理法・倫理規程に関する相談・通報窓口について、あなたの所属府省等に窓口(他の相談・通報窓口と一体となっているものを含みます。)が設置されていることを、このアンケートが届く前から御存知でしたか。(電話番号まで知らなくとも、相談・通報窓口が設置されていることだけでも知っていれば「知っていた」ものとしてお答えください。)

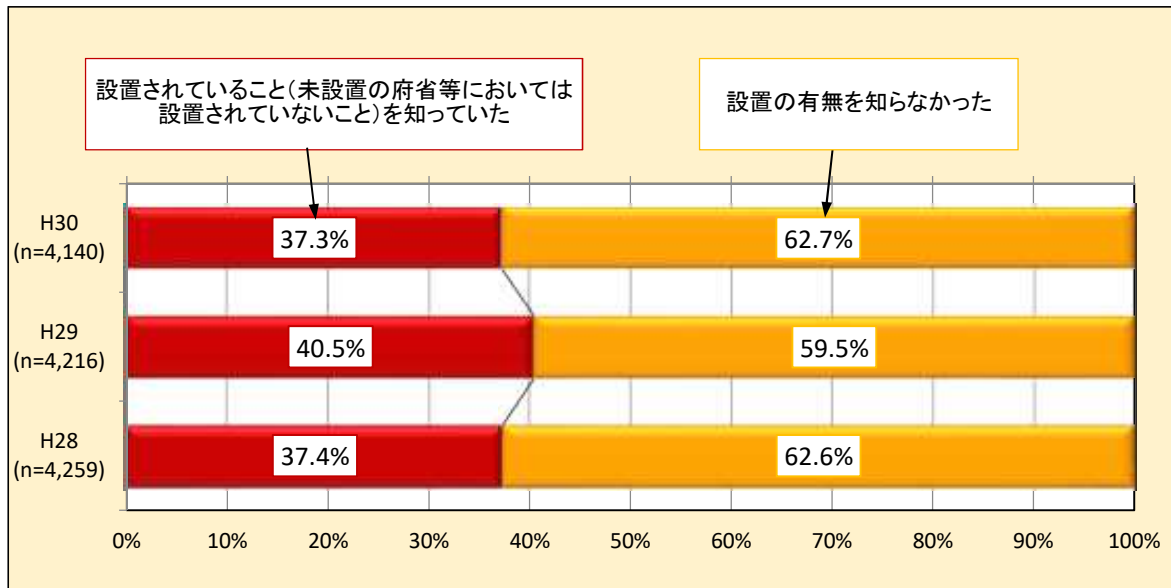


○【「知っていた」と回答した者について】

あなたの所属府省等に窓口が設置されていることをどこで知りましたか。当てはまるものを全てお選びください。

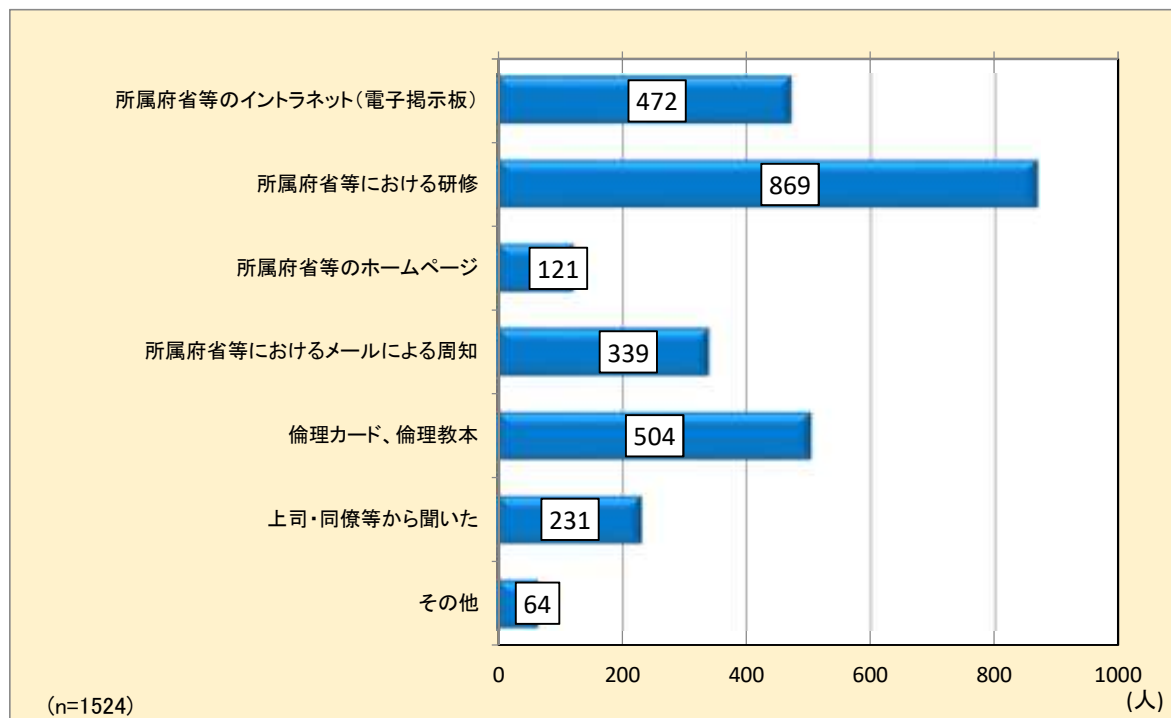


(10) 各府省等には、組織内に設置された相談・通報窓口のほか、弁護士事務所等を活用した外部窓口を設置することとされ、実際に多くの府省等で設置されています。このアンケートが届く前にあなたの所属府省等の外部窓口の有無を御存知でしたか。

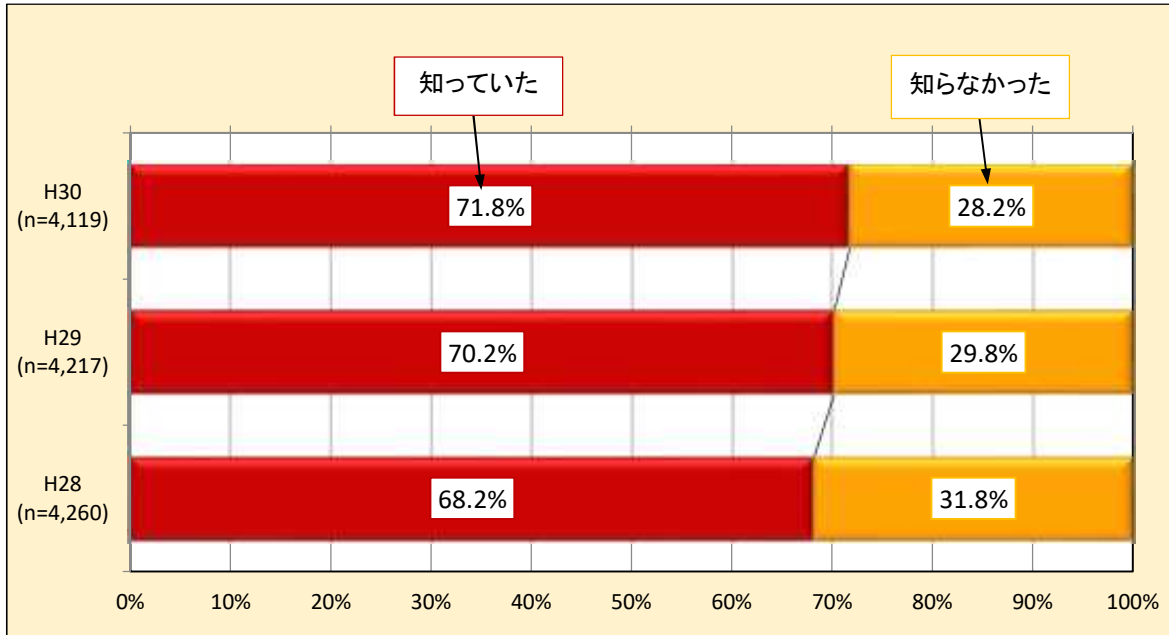


○【「設置されていること(未設置の府省等においては設置されていないこと)を知っていた」と回答した者について】

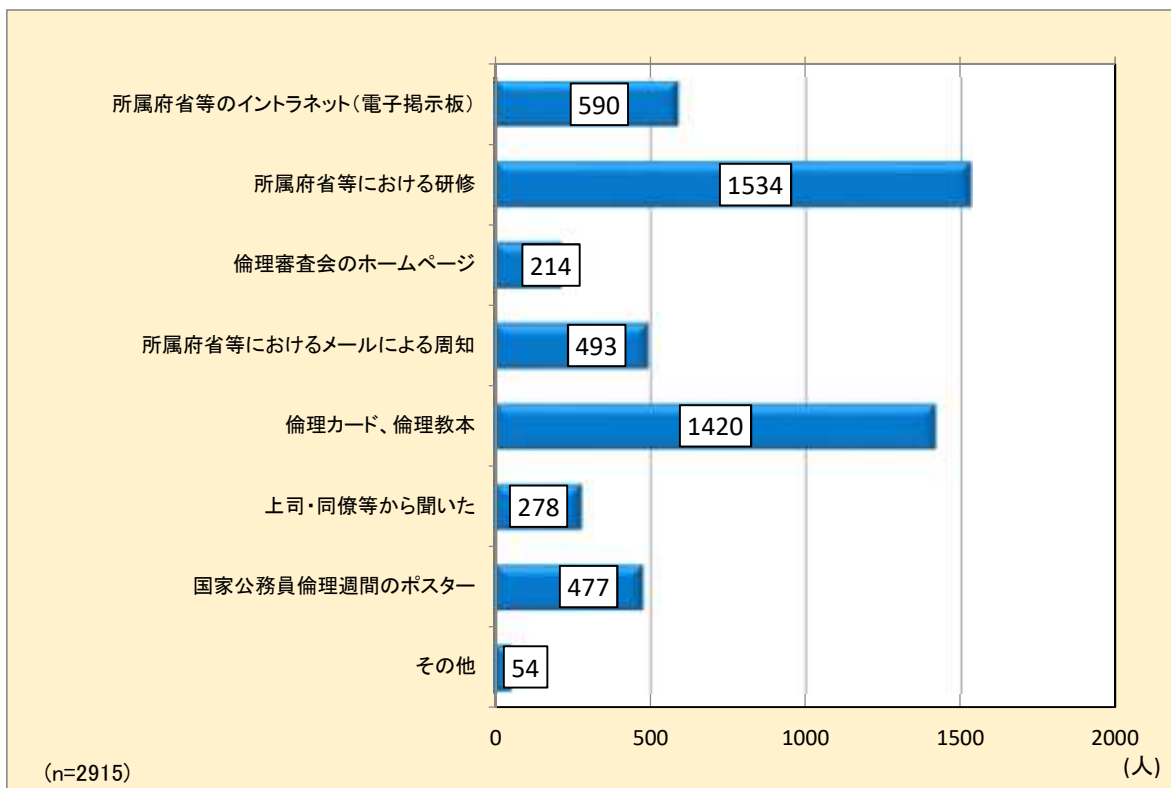
あなたの所属府省等に外部窓口が設置されていること(未設置の府省等においては設置されていないこと)をどこで知りましたか。当てはまるものを全てお選びください。



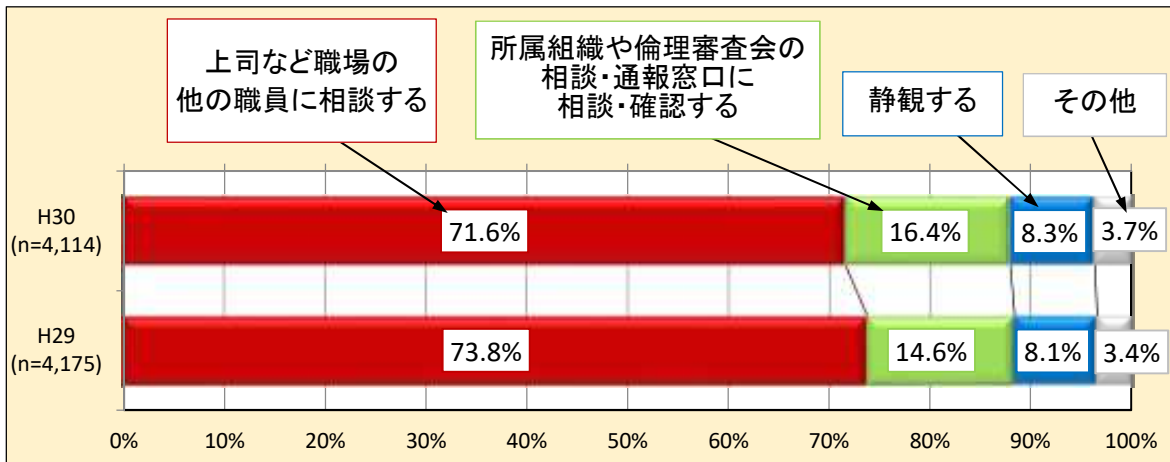
(11) 倫理法・倫理規程に関する相談・通報窓口について、倫理審査会の窓口(公務員倫理ホットライン)が設置されていることを、このアンケートが届く前から御存知でしたか。
 (電話番号まで知らなくとも、相談・通報窓口が設置されていることだけでも知っていれば「知っていた」ものとしてお答えください。)



○【「知っていた」と回答した者について】
 倫理審査会に窓口が設置されていることをどこで知りましたか。当てはまるものを全てお選びください。

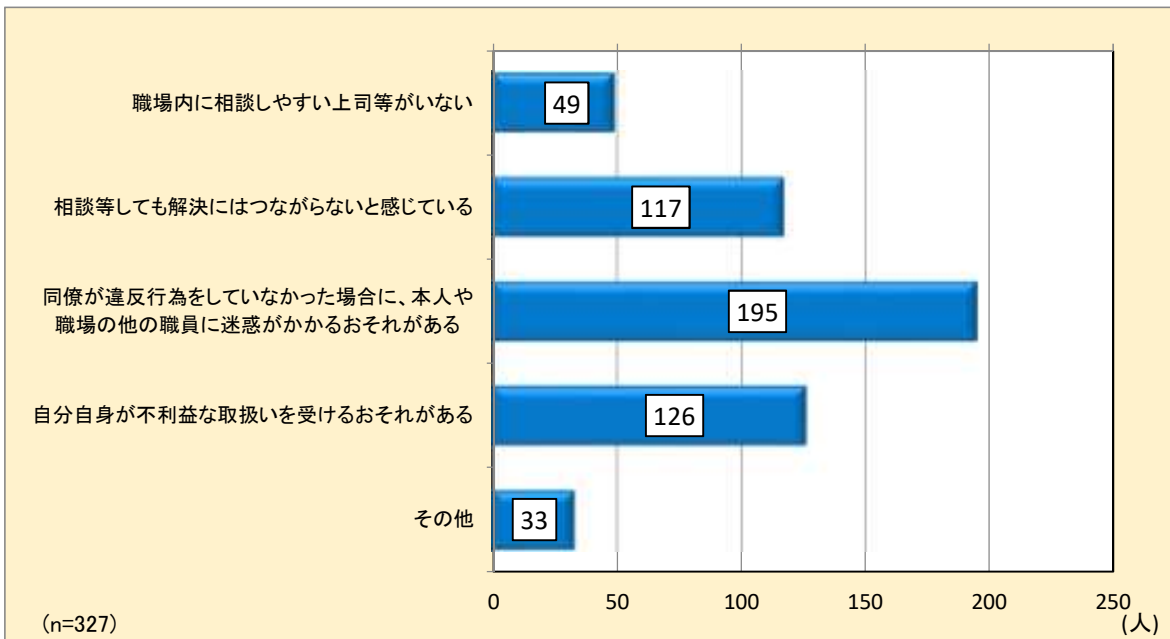


(12) あなたの同僚が倫理法・倫理規程に違反すると疑われる行為を行ったことを、もし、あなたが見聞きした場合に、どのように行動しますか。当てはまるものを1つお選びください。



○【「静観する」と回答した者について】

「上司など職場の他の職員に相談する」を選択しなかった理由として該当するものを全てお選びください。



○【「静観する」と回答した者について】

「所属組織や倫理審査会の相談・通報窓口相談・確認する」を選択しなかった理由として該当するものを全てお選びください。

